

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について（H31）

【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可） ※負担割合は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【要件】

- ・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立） ※新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本（経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）。
- ・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども） ※非在籍園児の利用が少数であること等の場合には非在籍園児も預かり可能
- ・配置職員 認可保育所と同じ

0歳児	3:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

 ※算出される数が1人の場合でも2人以上配置
- ・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）
 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合、かつ幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員は1人で可（※職員は常勤・非常勤を問わない）
 （当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）
 ※ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

＜補助単価額＞ ※小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

		基本分(利用時間想定)	長時間加算
在籍園児 (1人当たり 日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算 ① 150円 2時間未満 ② 300円 2時間以上3時間未満 ③ 450円 3時間以上
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】	
	休日(土日祝等)	800円【8時間】	
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】	
就労支援型施設加算(1施設年額)		事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり	
保育体制充実加算(1施設年額)		長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて有資格者 約144万円	

123

一時預かり事業（幼稚園型）の担当職員に算入できる範囲（イメージ）

職員の類型		職員が通常勤務する日※1			休日	
		(教育課程時間)	(教育課程時間外)			
		4時間程度まで	合計8時間まで	合計8時間超		
一時預かり事業の専任職員		○	○	○	○	○
一時預かり事業 と幼稚園等の 教員等との 兼務職員	幼稚園等における 学級担任等の 常勤教員※2	×※3※6	×※3※6 (○※4)	○※5	○※5	○※5
	幼稚園等における 非常勤講師等※2	×※6	○※7	○	○	○
(参考)適用 補助単価	在園児	基本分単価	長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価	長時間加算単価
	非在園児※8	休日単価		長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価

- ※1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。
- ※2 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合で、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態等を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。
- ※3 必要となる人件費が、幼稚園等の施設型給付の公定価格で措置されているため、一時預かり事業の配置職員数に算入不可。
- ※4 人件費について一時預かり事業の補助対象経費に算入不可だが、教育課程時間外で配置職員数には算入可(ただし、学級担当職員については通常の教育活動に係る業務を行うことが想定されることから、学級担当職員以外のチーム保育担当職員等を中心に担当することが望ましい)。
- ※5 超過勤務・休日勤務を行う場合の人件費は、公定価格で措置されていないため、一時預かり事業の配置職員数に算入可。
- ※6 長期休業期間においては、幼稚園等の業務と必ずしも重複しないため、配置職員数に算入可。
- ※7 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。
- ※8 非在籍園児については、基本的に一時預かり事業(一般型)により対応。ただし、非在籍園児の利用が少数であること等により、幼稚園型及び一般型の両事業を実施することが、施設や市町村の事務を増大させる等の場合には、幼稚園型において当該非在籍園児の一時預かりを実施することも可能。

124